

令和5年12月20日

保護者様

習志野市立屋敷小学校
校長 利根川 賢

冬季休業を迎えるにあたって

厳寒の候、保護者の皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、12月23日より17日間の冬季休業に入ります。子供たちにとって、安全で楽しく有意義な休みになるよう願っております。冬季休業中の過ごし方については学校でも指導いたしますが、細かい注意事項についてはホームページ上の【学校生活ページ】“冬休みのしおり”を御覧いただくとともに、次の事項について御留意ください。

なお、けがや事故等にあわれた時や病気等で長期入院をされた時は、学校まで連絡をお願いいたします。

屋敷小学校の電話番号

047-476-4679

(土日祝を除く 8:10~16:40)

土日祝、学校閉庁日の連絡先

090-2727-8718 (学校携帯)

※学校閉庁日 12月28日~1月3日

【生活面】

1 規則正しい生活、よい習慣、丈夫な体作りを・・・。

- (1) 「早寝・早起き・朝ごはん」や「洗顔、歯磨き、手洗い・うがい」等のよい習慣を崩さないようにします。
- (2) 規則正しい生活を心がけます。
(ホームページの「学校生活ページ」に記入例と合わせて掲載しております)
- (3) 体調に十分に注意しながら、自分で目標を決めて、体力作りにも取り組みます。
- (4) 1日3食を心がけ、暴飲、暴食をしないようにします。
- (5) 学校の健康診断の結果から治療が必要なものがある場合は、冬季休業の時間を利用して治療するよう、御協力よろしくお願い致します。

2 交通安全

- (1) 自転車の乗り方は〈自転車安全利用五則〉及び《千葉県道路交通法施行細則》を守り、十分気を付けて乗るように、御家庭でも御指導くださいますようお願いいたします。

〈自転車安全利用五則〉

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

(13歳未満の子供は歩道を通行できる。)

自転車は「軽車両」であり車の仲間です。

② 車道は、左側を通行

自転車は車道の中央から左側部分の左側端に寄って通行します。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩行者の通行を妨げる場合は一時停止します。

④ その他、様々な安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進走行の禁止。夜間はライトを点灯。

信号遵守と交差点での一時停止と安全確認。

④ 子供はヘルメットを着用

子供(13歳未満)の保護責任者は子どもに乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

《千葉県道路交通法施行細則》

次のような行為は千葉県道路交通法施行細則で禁止されています。危険ですから絶対にやめましょう。

○傘差し運転や手に荷物を持ったり担ぐ等、視野を妨げたり安定を失うおそれのある運転

○携帯電話等を手で操作・通話をしながらの運転

○ヘッドホン等の使用によって、周辺の交通状況が聞こえない状態での運転

※千葉県警察ホームページより

- (2) 道路への飛び出し、車の直前直後の横断、自転車走行中等の事故が多いので、正しい歩行や正しい自転車の乗り方をして、事故にあわないように御確認ください。特に、習い事から帰宅する時の夜間の自転車走行は危険です。十分に気をつけるよう、お声かけください。
- (3) 道路(公道)やスーパー店内でローラーシューズ、ローラースケート、スケートボード、キックボード、ジェイボード、インラインスケート等やそれに類するものを使用すること、それらを人や車の通る所で使用しての遊びは避けるようお願いいたします。
- (4) 電車やバスを利用する際には、リュックや大きな荷物は、棚に置くか体の前に抱えて持つなど、安全や公共の場におけるマナーにも気をつけて生活できるようお声かけをお願いします。
- (5) 児童生徒の乗車用ヘルメットの着用等が努力義務になり、令和4年7月1日より、自転車損害賠償保険等の加入について義務化されています。(利用者が未成年の場合は保護者)これを機に、今一度ご確認ください。

3 遊びに行くときは・・・。

- (1) 外出時は、『いつ』

『誰と(一緒に遊ぶ友達)』

『どこへ(外出場所)』

『何をしに(外出目的)』

『何時に帰る(帰宅予定時刻)』

を家の人に知らせて外出するよう、御確認ください。また人気のない場所での一人歩きや一人遊びはしないよう御配慮ください。

- (2) 16時15分の子供の安全放送、17時の定時放送の音楽を目安とし、17時には帰宅しているようにしましょう。夕方以降の子供一人での外出は危険ですので、できるだけ避けるよう御配慮ください。
- (3) 学区外へ行くときには、家の人が許可をしてからにしてください。
- (4) エアーガンやレーザーポインター等の危険ながん具(おもちゃ)や刃物は、使用禁止です。
- (5) 公園等で遊ぶ時には、次のことに注意して安全に遊びます。
 - ・服や靴、かばん等、身に付けているものが遊具に引っかかる恐れのない格好で遊ぶようにします。
 - ・遊具を利用する時は順番を守り、回りの人にぶつからないように注意します。
 - ・貼り紙等で使用禁止と表示のあるものや、柵で囲われて使用禁止となっている遊具、危ないと感じた遊具は使用しないようにします。
- (6) 子供だけで大金を持って買い物等に行かないようにします。
- (7) 保護者が留守の家や空き家では、遊びません。
- (8) 建設工事中の場所や水路付近、砂利・土・岩石採取場へは、遊んだり立ち入ったりしません。危険な傾斜地(本大久保第2保育所裏、屋敷十字路そば)には絶対に

立ち入らないようにします。また、立入禁止区域には侵入防止柵（ネットフェンス）等が設置してありますが、何らかの事情により破損していた場合でも立ち入ることのないようにお声かけください。

- (9) 市では、中学生がゲームセンターに出入りしないよう指導しています。小学校においても小学生だけでゲームセンターへ出入りしないようお願いいたします。

・児童生徒（18歳未満の青少年）の深夜外出は、千葉県青少年健全育成条例第23条により、午後11時から翌日午前4時まで制限されています。また、一部のゲームセンター等は、風俗営業施行条例第12条により、16歳未満の児童生徒は午後6時以降の立ち入りが制限されています。

4 しっかりと、自分の命は自分で守る意識を・・・。

- (1) 『いかのおすし』で、しっかりと自分の命は自分で守れるようにします。

知らない人について	『いか』	ない
知らない人の車に	『の』	らない
	『お』	おごえを出す
	『す』	ぐに逃げる
何かあったらすぐに	『し』	らせる

- (2) 子供の安全確保には、保護者や地域の皆様の御協力を欠かすことができません。不審者を見かけた場合は、『すぐに』警察（110番）へ連絡してください。警察へ連絡した後、学校へも連絡をお願いいたします。

また、『はちみつじまん』で、不審者に気をつけるようにします。

『は』	話しかけてくる	『じ』	『ま』	じっと待っている
『ち』	近づいてくる	『ん』		こんな人に会ったら「ん？」と注意
『み』	見つめてくる			
『つ』	ついてくる			

5 家族や地域の一員として・・・。

- (1) 学年に応じたお手伝いができるよう御配慮ください。家庭内の仕事を一緒にしながら、家族内で対話の機会を多くもてるように御配慮ください。
- (2) 友達の家に行ったり地域の人に会ったりしたら、丁寧な言葉遣い、気持ちのよい挨拶ができるようにします。
- (3) 公園や公民館等の公共の場では、マナーやエチケットを守って行動します。

【学習面】

1 進んで学習できるよい機会です！

- (1) 4月から12月までに十分達成できなかった学習の復習をして、3学期からの学習に備えるよう、御支援よろしくお願いします。
- (2) 学習習慣を保つために、毎日時間を決めて学習に取り組めるようにします。
また、無理のない学習計画を立てるよう御配慮ください。
- (3) 冬季休業中の時間を生かし、自主学習や読書などに、じっくりと取り組むことができるよう、御支援よろしくお願いします。

2 冬季休業ならではの体験を・・・

- (1) 冬季休業中は、自宅以外の家を訪問したり来客に接したりする機会が多くなる時期でもあります。これまで学んだ挨拶を含めた言葉遣いや礼儀作法、マナー、エチケットがさらに身に付くよう、心がけましょう。

- (2) 冬季休業中は、冬ならではの伝統的な行事に触れることができる時期でもあります。学校ではできない経験がたくさんできるとよいと思います。

【その他】

1 よりよい冬休みを過ごすために情報モラルの徹底を

- (1) 携帯電話（スマートフォン）やパソコンのインターネットによる非行・犯罪被害防止のために、メールや SNS 等のアプリに誹謗・中傷の書き込みを行うことは、決して許されない行為です。また、携帯電話やゲームなどの ID やパスワードを勝手に使用したり、他者に教えたりすることもトラブルの原因となりますのでやめましょう。
- (2) 同じ学年やクラスの友達の氏名や電話番号を聞き出そうとする不審電話がかかってくる場合があります。その手口は、次々と新しいものとなり巧妙です。屋敷小学校や屋敷小学校 P T A、習志野市教育委員会等から御自宅に、住所や電話番号を問い合わせることは、絶対にありません。「親に代わります」と言ってすぐに家の人に代わるか、「分かりません」と言って電話を切るよう、御家族からもお伝えください。
- (3) 学校に来る時には、自転車に乗ってきません。学校へ出入りする時には、事務室で先生の許可を得てからです。
- (4) 各種相談窓口は、以下のようになっております。

・ 習志野市教育委員会	0 4 7 - 4 5 1 - 1 1 3 2
・ 習志野市総合教育センター 教育相談	0 4 7 - 4 7 5 - 8 3 4 1
・ 青少年テレホン相談	0 4 7 - 4 7 5 - 7 8 6 7
・ 習志野市キャッチボールメール	習志野市のホームページから
・ 24時間子供 SOS ダイヤル（全国共通）	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
・ 千葉県子どもと親のサポートセンター（24 時間）	0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6
・ 子どもの人権 1 1 0 番（全国共通）	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
（千葉法務局内 月～金 8:30～17:15）	
・ ヤング・テレホン	0 1 2 0 - 7 8 3 - 4 9 7
（千葉県警察少年センター 月～金 9:00～17:00）	
・ 千葉いのちの電話（24 時間）	0 4 3 - 2 2 7 - 3 9 0 0
・ チャイルドライン千葉	0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7
（月～土 16:00～21:00）	
・ ライトハウスちば	0 4 3 - 4 2 0 - 8 0 6 6
（千葉県子ども・若者総合相談センター 火～日 10:00～17:00）	
・ よりそいホットライン（24 時間）	0 1 2 0 - 2 7 9 - 3 3 8
・ 千葉県精神保健福祉センター	0 4 3 - 2 6 3 - 3 8 9 3
（平日 9:00～18:30）	
・ 習志野市いじめについてのメール相談	tsunagaru@city.narashino.lg.jp

2 始業式について

- (1) 1 月 9 日（火） 始業式について

○いつもどおり安全に登校します。

下校 11:45

【持ち物】

- ☐ 筆記用具 ☐ ぞうきん 1 枚 + 寄付用 1 枚 ☐ 上ばき ☐ 連絡帳 ☐ 黄色い帽子
☐ 赤白帽子 ☐ 防災ずきん ☐ 水筒 ☐ はんかち・ちりがみ
☐ 冬休みのしおり ☐ 練習した書き初め 1 枚 ☐ 書星会（作品 + 出品料）※希望者
☐ 読書感想画コンクール※希望者